

めぶき東アジアレポート

MEBUKI EAST ASIA REPORT

Shanghai / Hong Kong / Taiwan

2023年2月号

【 香 港 通 信 】香港の税制改正について	1
【東アジア駐在員コラム】豫園の飾り灯籠祭り	3
【 ニューストピックス 】2022年12月～2023年1月の動き	3
【 めぶきFGアジアネットワークのご紹介 】	4

常陽銀行上海駐在員事務所

上海市長寧区延安西路2201号
上海国際貿易中心1901室
TEL : +86-21-6209-0258
E-mail : joyosh@uninet.org

足利銀行香港駐在員事務所

Suite 1601, 16/F, Tower 2 The Gateway
Harbour City, Tsim Sha Tsui, Kowloon, HK
TEL : +852-2251-9475
E-mai : hongkongrep@ashikagabk.com.hk

本レポートの内容につきましては、当行の信頼し得る先からの情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、信頼性を保証するものではありません。具体的に法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談くださいますようお願いいたします。

発行元：常陽銀行市場国際部



～はじめに～

日本を含めた多くの国は、国外で発生した所得であっても、税務上の居住者が得た所得全てに対して課税する「居住地国課税」を採用しています。一方香港では、当該国や地域の中で発生した所得にだけ課税する「源泉地国課税」を採用しています。

香港と他国との税制上の違いから、欧州連合（EU）は、「香港の企業が得た国外での所得が二重非課税¹の状況にある」と指摘していました。こうした背景から香港政府は、オフショア所得の一部を課税対象とする改正法案を可決し、2023年1月1日に施行しました。今回は、今般の税制改正についてレポートいたします。

1. 制度改正の背景

(1) 香港の税制

香港ではこれまで、香港外（オフショア）で発生した所得は原則として非課税とする「外国源泉所得免税制度” Foreign Source Income Exemption”、以下「FSIE制度」」を制定し運用していました。そのため香港の法人や個人の課税対象となる所得は香港内（オンショア）を源泉とするものに限定され、オフショアを源泉とする所得は非課税となっていました。この点が香港に富裕層が集まる理由の一つです。

(2) EUからの懸念

2021年10月にEUは、香港で実質的な経済活動を行っていない企業（所謂ペーパーカンパニー）がオフショアを源泉とする受動的所得²を受け取った場合でも課税されず、二重非課税が発生していることを懸念し、香港を「税務面で非協力的な国・地域のEUリスト」のグレーリスト³に追加しました。仮に、制度が是正されず香港がブラックリストに追加された場合、香港はEUからの制裁措置を受けるほか、国際基準を遵守しない国・地域として国際社会における信用が低下するリスクを負う可能性がありました。

今般の制度改正は、このようなEUからの懸念に対応する形で実施されました。ただし、従来の特徴である源泉地国課税や低税率には変更ありません。

2. 改正の内容

【改正前】原則として、オフショア所得は非課税

【改正後】基本的にオフショア所得は非課税であるが、同所得のうち、受動的所得の一部が課税対象に変更

<課税対象と適用税率>

対象事業体	多国籍企業グループに属する香港法人等
対象所得	オフショア受動的所得のうち、香港で受け取る <u>配当・利息・株式または持分処分益・知的財産権</u> による所得
適用税率	香港利得税（法人税）16.5%

改正後のFSIE制度では、対象所得はオフショア受動的所得に限られるため、オフショア能動的所得⁴は従来通り非課税となります。またオフショア受動的所得であっても、香港で受け取らない限りは課税の対象にはなりません。

¹ 一般的に、多国籍企業が本国および源泉地国のいずれにおいても、非課税となっている状態

² 株の配当や譲渡損益、受取利息、知的財産所得など、事業以外から得た所得

³ 国際的税務基準を満たしておらず、税制の是正が必要な国・地域としてモニタリングが強化される

⁴ 商品の売買や役務の提供などの事業から得た所得

3. 免税要件

今般の制度改正の目的は、香港の制度を悪用した不正な税制優遇を防止することであり、免税要件を充足すれば、オフショア受動的所得であっても非課税となります。免税要件の概要は、以下の通りです。

<免税要件の一覧>

要件名	免税対象の所得			
	配当	利息	処分益	知的財産
経済的実体要件	✓	✓	✓	
資本参加要件	✓		✓	
ネクサスアプローチ ⁵				✓

(1) 「経済的実体要件」

オフショア受動的所得のうち、配当、利息、株式または持分処分益については、対象事業体が香港内で実質的な経済活動を行っている場合は、非課税となります。経済的実体の判断基準は以下の通りです。

- ①適切な従業員数を有すること ②十分な金額の営業経費が計上されていること
③事業内容 ④収益性 など

※事業体が純粋持株会社であるか否かでガイドラインが異なります。

(2) 「資本参加要件」

以下の条件をすべて満たす場合、「経済的実体要件」に関わらず、オフショアの配当と株式または持分処分益が非課税となります。なお、当該要件には濫用防止に係るルールが設けられています。

- ①投資会社が、香港の居住者か香港に恒久的施設を有する非香港居住者であること
②投資会社が、投資先企業の株式または持分の5%以上を保有していること
③投資先企業の総収益のうち、受動的所得の割合が50%以下であること

(3) 「ネクサスアプローチ」

知的財産所得の取扱いにおいては、ネクサスアプローチが採用されています。当該ルールでは、知的財産所得のうち、適格知的財産所得⁶のみが免税対象となり、商標権や著作権などは課税対象となります。

4. 日系企業への影響

香港のほとんどの法人（日系企業を含む）は、基本的に今般の制度改正の対象となります。もしも自社の取引が改正後の課税対象となれば、従来は不要であった税負担が生じるため、オフショア受動的所得の有無や各種免税要件の詳細、今後の対応策などを、速やかに専門家に確認することをお勧めいたします。

基本的には、香港で実質的な経済活動を行っている企業は免税要件に合致し、影響は軽微であると考えられますが、たとえば香港法人を縮小して恒久的施設（オフィスなど）や人員を有していない企業となっている場合や、資金調達や不動産投資などを目的とした特別目的会社などは、制度改正によってオフショアの配当所得や子会社有価証券売却益などが課税対象になる可能性があるため、注意が必要です。

～おわりに～

今般のFSIE制度改正で、これまで香港が確立してきたオフショアに関する税制に変化をもたらすことになりましたが、一方で、国際税務基準に速やかに対応することで、「国際金融センター」としてのレピュテーション維持に貢献したとも言えます。

新制度では、香港法人を持つ日系企業の多くが対象となるため、まずは関連性の有無を早期に確認し、該当する場合は今後の対応を検討する必要があります。当事務所では、香港税務に関する専門家のご紹介が可能ですので、お気軽にご相談ください。

(足利銀行香港駐在員事務所 山田太郎)

⁵ 経済協力開発機構（OECD）が、オフショアを源泉とする知的財産所得の免税範囲を定めたルール

⁶ 特許、およびその他の知的財産のうち特許と同等に法的に保護され、特許同様の承認・登録が成されているもの

東アジア駐在員コラム

—豫園（よえん）の飾り灯籠祭り—

上海最大の観光スポットである豫園の飾り灯籠祭りは、春節の象徴と言えるでしょう。12月26日、灯籠祭りが始まり、中国の伝統神話「山海経（せんがいきょう）」をテーマとするイルミネーションが点灯されました。「山海経」とは、神獣、妖怪などが登場する中国古代の神話です。今回の祭りでは神話のイメージとメディア技術を合わせて、幻想的な世界が創り出されています。

まず、豫園の四方の入口では「春」「夏」「秋」「冬」の門神が、ランタン姿で観光客を出迎えます。そのまま黄金広場に進むと、「五福」を代表する兎、鵲（かささぎ）、犬、亀、蝙蝠（こうもり）の神獣が、新年を祝う演奏をしています。そして、九曲橋付近からファンタジーの世界が登場します。池の周囲は神獣霊禽や珍しい草花で彩られ、夜にはライトアップとスモークで神秘的な世界が映し出されています。また、古代からタイムスリップしてきた兎の妖精や書生なども登場し、観光客にプレゼントを渡し新年の喜びを分かち合います。私の子供は新年限定葉書をもって大喜びでした。機会がありましたら、皆さんもぜひ豫園で上海の年の瀬ムードを味わってみてください。

（常陽銀行上海駐在員事務所 現地スタッフ 続蘇蘇）



<「五福」を代表する神獣ランタン>



<入口のランタン「秋」門神>



<九曲橋に神獣「白鹿」のランタン>

【2023上海豫園飾り灯籠祭り】

- ・開催期間：2022年12月26日～2023年2月15日（10：00～22：00）
- ・場 所：上海市黄浦区福佑路168号（地下鉄10、14号線、豫園駅）

ニューストピックス

- ・車載半導体不足は年々深刻化、業界が危機感(12/20)
- ・医療機器の不足続く、酸素濃度計は欠品続出(12/26)
- ・北京や広州で人出回復、感染ピーク過ぎか(12/27)
- ・12月の製造業PMI、2年10カ月ぶり低水準(1/4)
- ・100都市の住宅価格、6カ月連続で下落(1/4)
- ・全人代は3月5日開幕、新首相を選出(1/4)
- ・中国から入国時検査厳格化、8日開始(1/5)
- ・ホンダの22年新車販売12%減、2年連続減少(1/6)
- ・日産の新車販売、22年は22%減＝4年連続減(1/9)
- ・22年の国債発行額9.7兆元、前年比4割増(1/10)
- ・中国、日韓でビザ停止＝水際強化に対抗措置か(1/11)
- ・トヨタの22年新車販売194万台、10年ぶり減(1/11)
- ・マツダの22年販売41%減、5年連続減少(1/12)
- ・コロナ関連の死亡者6万人、政府発表(1/16)

めぶきFGアジアネットワークのご紹介

お客様の海外進出をサポートするため、様々な機関や外国銀行と業務提携を結び、支援体制の強化を進めています。

提携先	常陽	足利	主な業務内容
中国銀行（中国）	●	●	中国国内情報の提供および各種金融サービスの提供
交通銀行（中国）	●		
中国信託商業銀行（台湾）	●		台湾情報の提供および各種金融サービスの提供
カシコン銀行（タイ）	●	●	タイ国内情報の提供および各種金融サービスの提供
バンコック銀行（タイ）	●		
バンクネガラインドネシア（インドネシア）	●		インドネシア国内情報の提供および各種金融サービスの提供
CIMBニアガ銀行（インドネシア）		●	
ヴィエティンバンク（ベトナム）	●		ベトナム国内情報の提供および各種金融サービスの提供
ベトコム銀行（ベトナム）	●	●	
ベトナム外国投資庁（ベトナム）	●		ベトナム関連セミナーの開催協力 ベトナム進出に関する各種支援、投資関連情報の提供
BDOユニバンク（フィリピン）	●		フィリピン国内情報の提供および各種金融サービスの提供
メトロポリタン銀行（フィリピン）		●	
インドステイト銀行（インド）	●	●	インド国内情報の提供および各種金融サービスの提供
パナメックス（メキシコ）	●	●	メキシコ国内情報の提供および各種金融サービスの提供
アグアスカリエンテス州政府ほか（メキシコ）	●	●	メキシコに関する現地市場調査 投資情報の提供
日本貿易振興機構（JETRO）	●	●	海外事業展開や各国制度等に関する各種情報提供
国際協力機構（JICA）	●	●	途上国での海外事業展開や各国制度等に関する各種情報提供
国際協力銀行（JBIC）	●		海外展開支援融資の提供
日本貿易保険（NEXI）	●	●	輸出取引を行う際の海外取引リスクに備える各種貿易保険の提供
中小企業基盤整備機構		●	海外事業展開や各国制度等に関する各種情報提供
東京海上日動火災保険	●	●	海外リスク情報等の提供 リスクマネジメントコンサルティングサービスの提供 各種損害保険の提供
損害保険ジャパン	●	●	
三井住友海上火災保険	●	●	
セコム	●		海外での安全システム・防犯危機商品の提供 海外セキュリティーサービスの提供
総合警備保障	●		

常陽銀行 シンガポール駐在員事務所	10 Collyer Quay, #09-07A, Ocean Financial Centre, Singapore, 049315 TEL:+65-6225-6543
常陽銀行ハノイ駐在員事務所	5th Floor, Sun Red River, 23 Phan Chu Trinh Street, Hoan Kiem District, Hanoi, Vietnam TEL:+84-24-3218-1668
常陽銀行上海駐在員事務所	上海市延安西路2201号 上海国際貿易中心1901室 TEL:+86-21-6209-0258
常陽銀行 ニューヨーク駐在員事務所	712 Fifth Avenue, 8th Floor, New York, NY 10019 TEL:+1-347-686-8420
足利銀行香港駐在員事務所	Suite 1601, 16th Floor, Tower 2, The Gateway, Harbour City, Kowloon, Hong Kong TEL:+852-2251-9475
足利銀行バンコク駐在員事務所	689, Bhiraaj Tower at Emquartier, 27th Floor, Room No.2714, Sukhumvit Road, Klongton-nue, Wattana, Bangkok, Thailand 10110 TEL:+66-2-261-2852

